

地方公務員に係る施策の実施状況

(総務省提出資料)

平成27年2月20日
過労死等防止対策推進協議会(第2回)

地方公務員に係る過労死等の防止のための対策

- ◎ 地方公務員の安全と健康を確保し、公務災害を未然に防止するため、調査 研究や啓発、地方公共団体への情報提供、助言等を実施
- ◎ 地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)、地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)とも連携

調査研究等

- 地方公共団体の安全衛生管理体制の整備状況に関する調査(総務省)
- 地方公務員の健康状況等に関する調査(安衛協)

啓発等

- 厚労省及び人事院の通知等を受け、自治体への周知(総務省)
〔 過重労働による健康障害防止、超過勤務の縮減、心の健康対策、過労死等防止対策 等 〕
- 公務災害防止やメンタルヘルス対策の推進等の各種研修会の実施(安衛協)
- 職場の健康づくりや公務災害防止のための小冊子やDVDを制作、地方公共団体へ配布(安衛協)

東日本大震災の被災地におけるメンタルヘルス対策

- 「メンタルヘルス総合対策事業」の実施(総務省・基金)
〔 派遣職員も含めた被災地の地方公務員等に対してプライバシーに配慮したストレスチェックや臨床心理士によるカウンセリング、専門家によるセミナー 等 〕

地方公共団体の取組事例

- 過労死等防止対策推進法の施行を安全衛生関係者会議や庁内メールで周知
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた取組
- 時間外勤務縮減に向けた取り組みの強化
- 年次休暇の計画的使用の促進
- 長時間勤務者への産業医等の面接指導等の強化
- メンタルヘルスや健康管理に関する研修の実施
- ストレスチェックの実施

<東日本大震災に対するメンタルヘルス対策事業>

実施主体 地方公務員災害補償基金

○ 平成23年度「心の健康ケア対策事業」

対象者 被災3県(岩手・宮城・福島)の市町村職員等

実施団体 実施団体数:21団体 参加延べ人数:1,094名

事業項目

- ①臨床心理士による研修会
- ②医師・臨床心理士によるカウンセリング

○ 平成24年度「メンタルヘルス総合対策事業」

対象者 被災3県(岩手・宮城・福島)の県内市町村職員等、特定地方公共団体職員等及び被災地に派遣された職員

実施団体 実施団体数:102団体 参加延べ人数:29,862名

事業項目

- ①ストレスチェック⇒ストレスレベルの高い職員...カウンセリング
 - ②メンタルヘルスセミナー
 - ③職員の心の健康回復事業
 - ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業
- ◎自主的实施事業への援助
◎管理職向け宿泊研修 東京都で2回実施

○ 平成25年度～「メンタルヘルス総合対策事業」

対象者 平成24年度事業に同じ
H25実施団体数:121団体 参加延べ人数:86,052名

実施団体 H26実施予定団体数:137団体 参加予定延べ人数:116,702名

事業項目

通常支援プラン

○24年度同様下記①～④の事業メニューを必要に応じて選択して実施

- ①ストレスチェック事業、カウンセリング事業
- ②メンタルヘルスセミナー事業
- ③職員の心の健康回復事業
- ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業

重点支援プラン(25年度新設)

○上記①～④をセットで同事業者が25年度から3年間フルサポート

自主的事业への援助

- ◎地方公共団体独自のメンタルヘルス対策事業等に対する助成

管理職・人事担当者向け宿泊研修

- ◎宿泊研修を被災3県(盛岡市、仙台市、福島市)で各2回実施

地方公務員の年次休暇の年間使用日数(1人当たり平均)

(日)

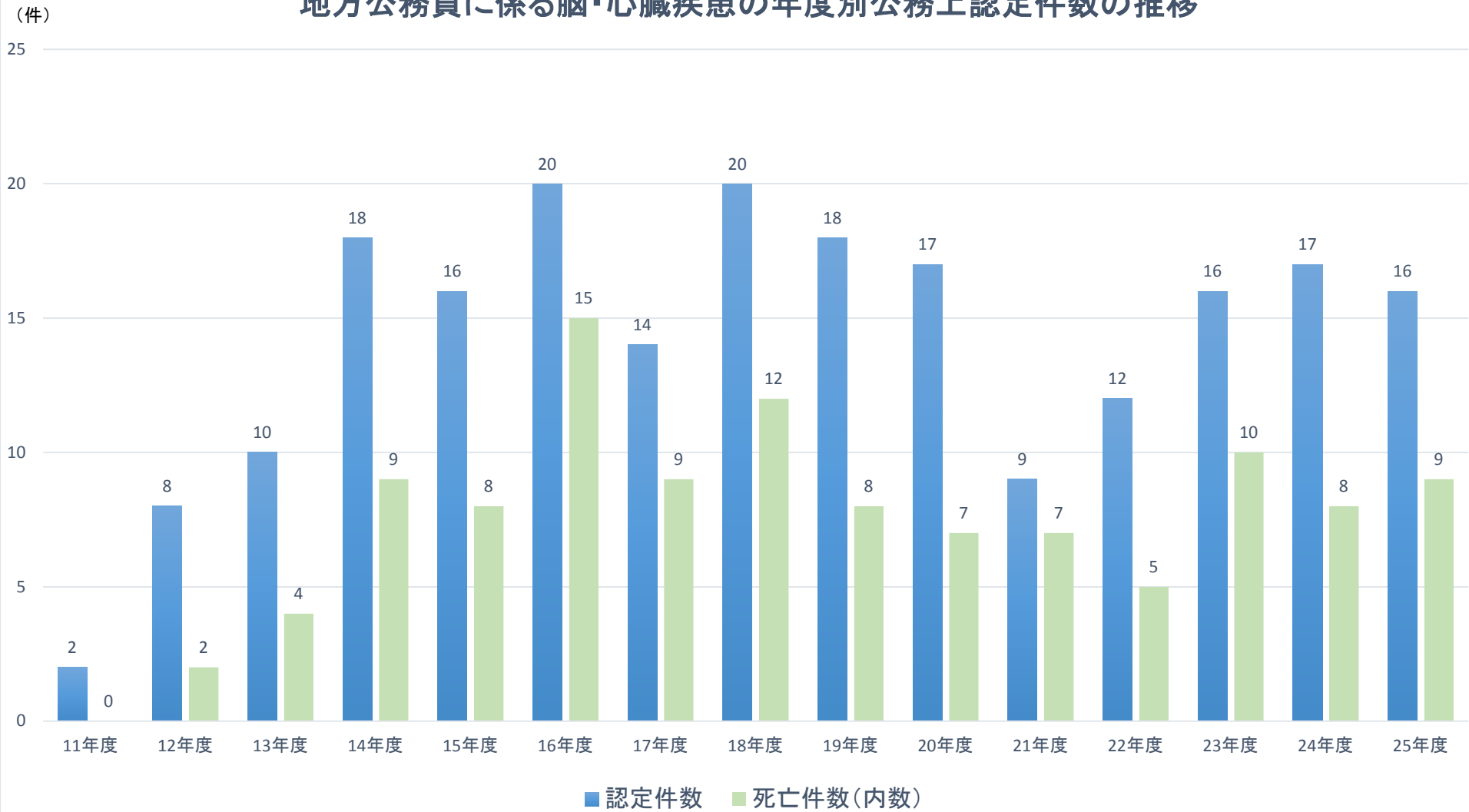
年	全団体	都道府県	指定都市	市区(平成20年まで)	町村(平成20年まで)
				市区町村(平成21年から)	
平成16年	10.9	11.4	13.2	10.7	9.6
平成17年	11.0	11.5	13.3	10.5	9.6
平成18年	11.3	11.8	13.2	10.9	9.9
平成19年	11.4	12.0	13.1	11.0	10.0
平成20年	11.2	11.8	13.1	10.7	9.7
平成21年	11.1	11.6	13.0	10.4	
平成22年	11.0	11.7	12.9	10.4	
平成23年	10.9	11.4	13.0	10.2	
平成24年	11.2	11.9	12.9	10.5	
平成25年	10.8	11.4	12.7	10.2	

資料出典:総務省公務員課「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」

(注)市区町村、全団体の平成22年の数値は、東日本大震災の影響により調査が困難となった4団体(岩手県の1市1町、宮城県の2町)を除いて集計したものである。

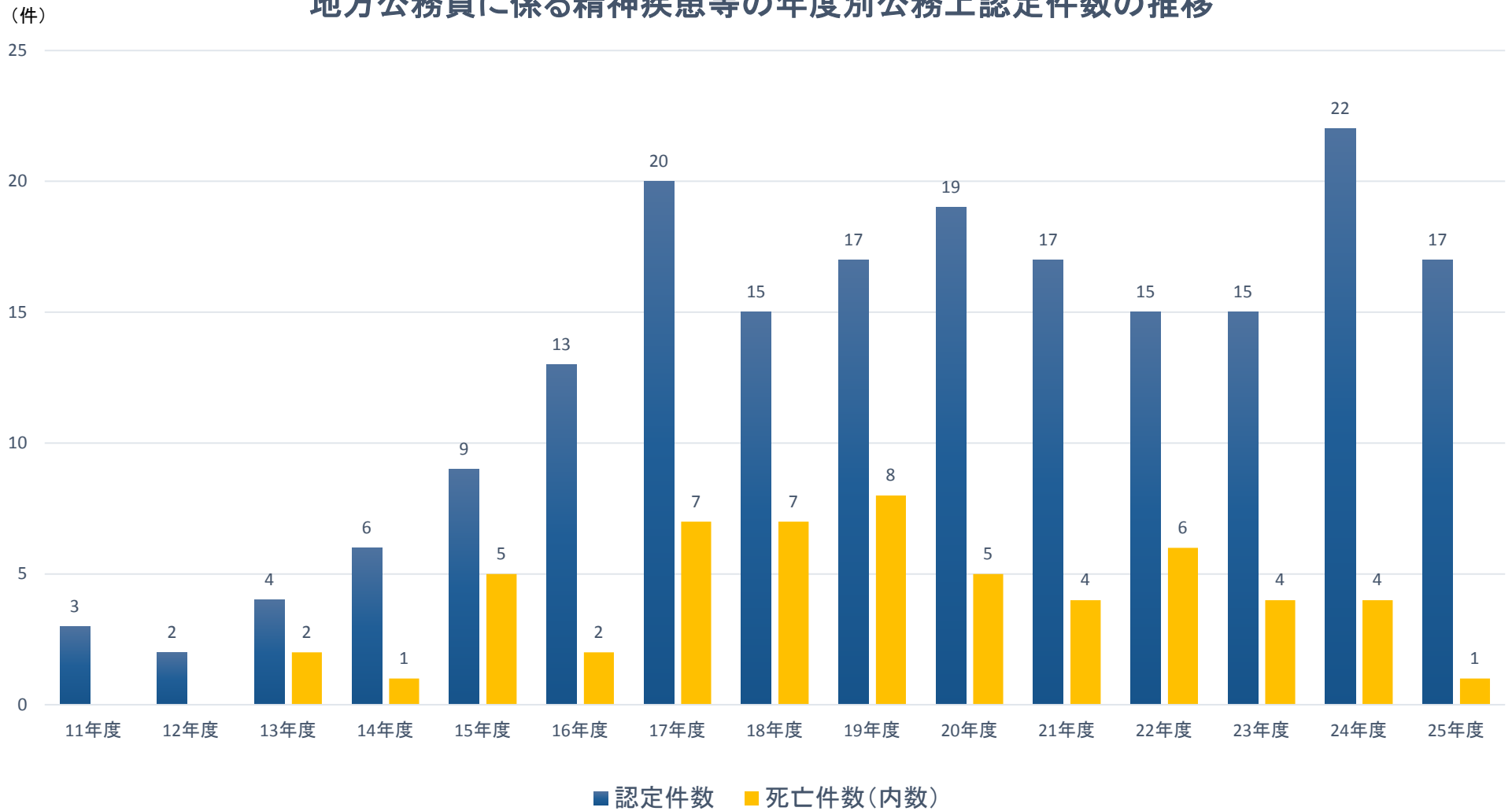
【参考
年間20日間の年次休暇が付与される場合、
公務における年次休暇の取得率は、54%(平成25年)】

地方公務員に係る脳・心臓疾患の年度別公務上認定件数の推移



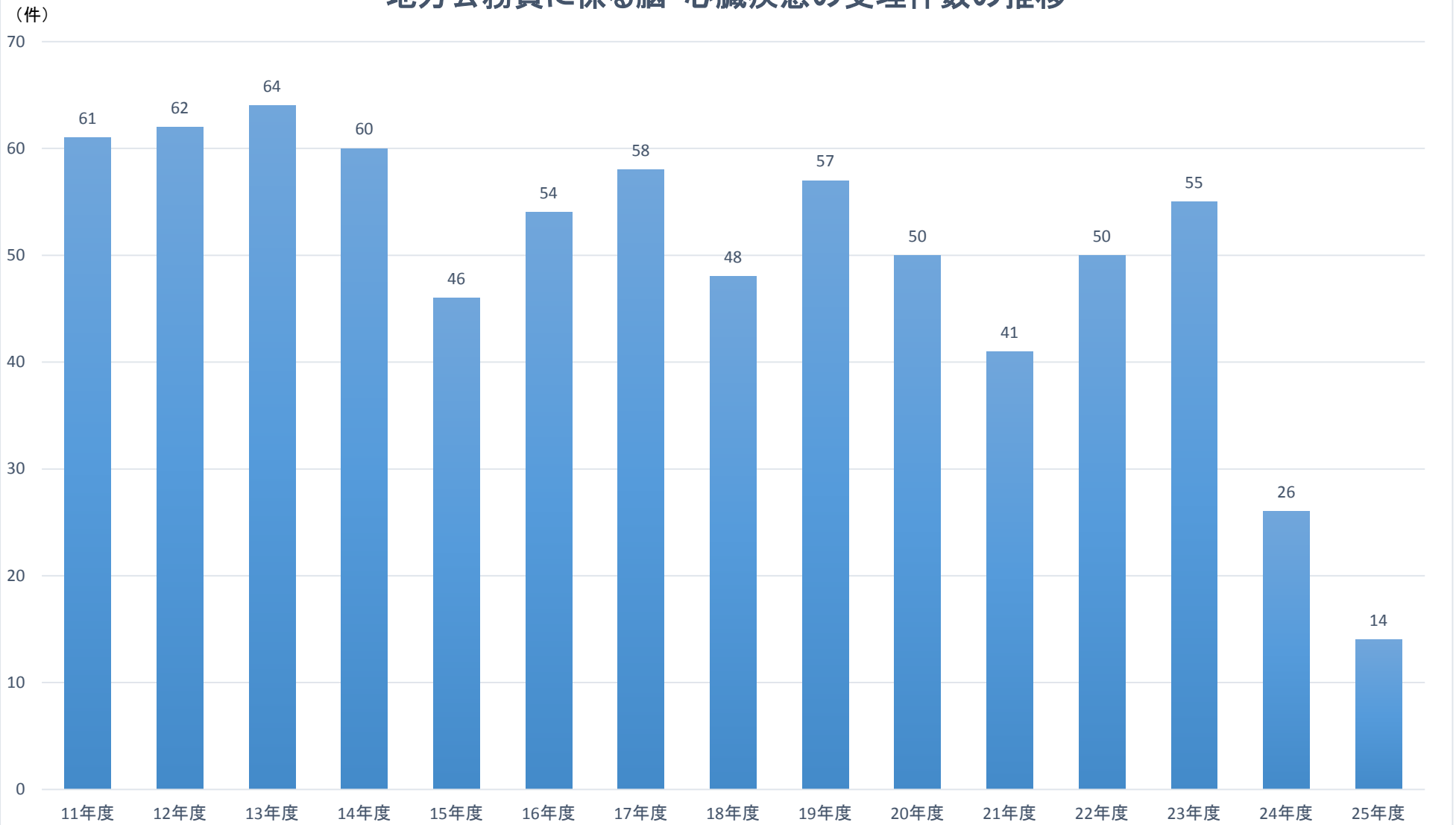
(注) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

地方公務員に係る精神疾患等の年度別公務上認定件数の推移

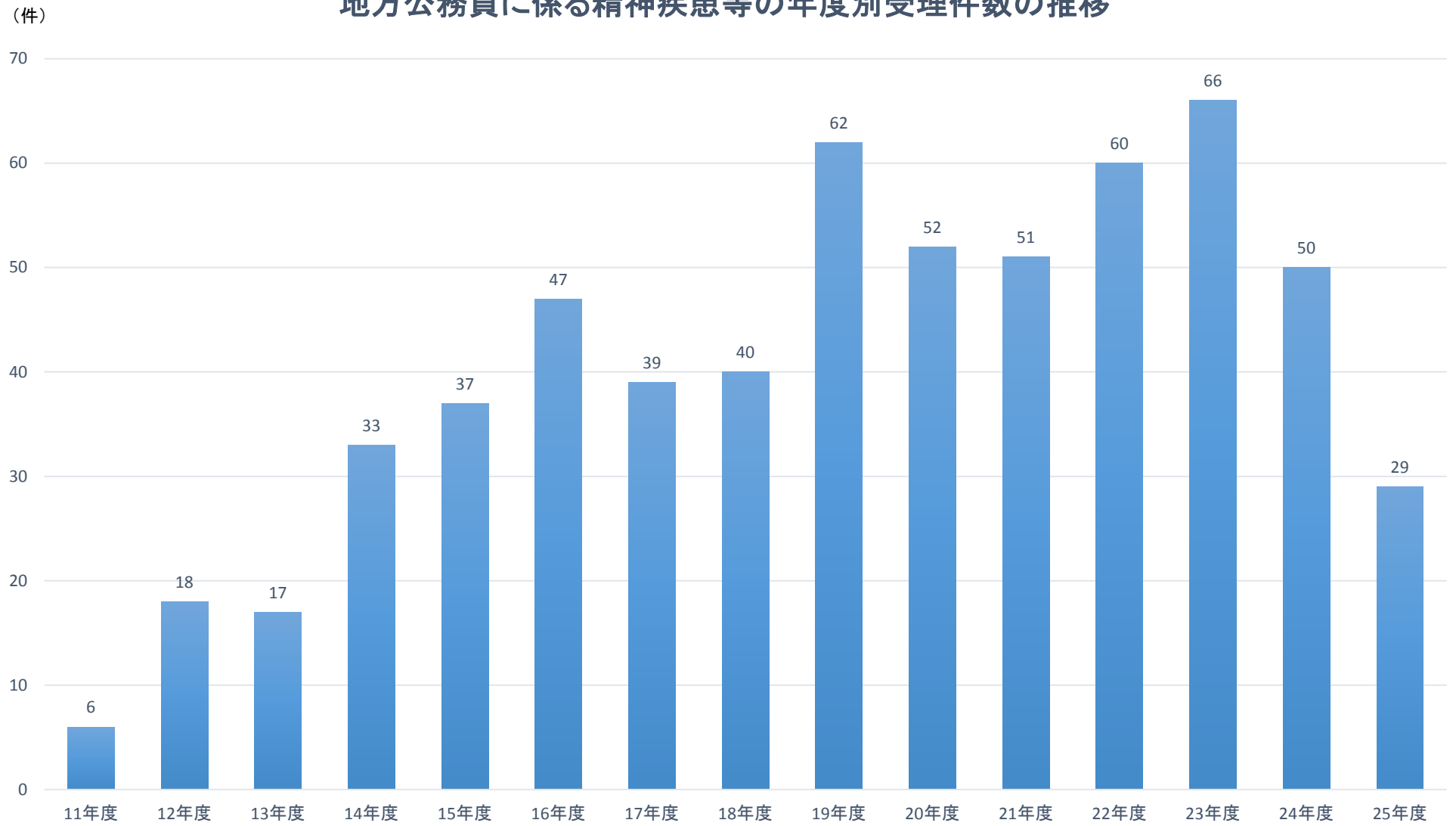


(注) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

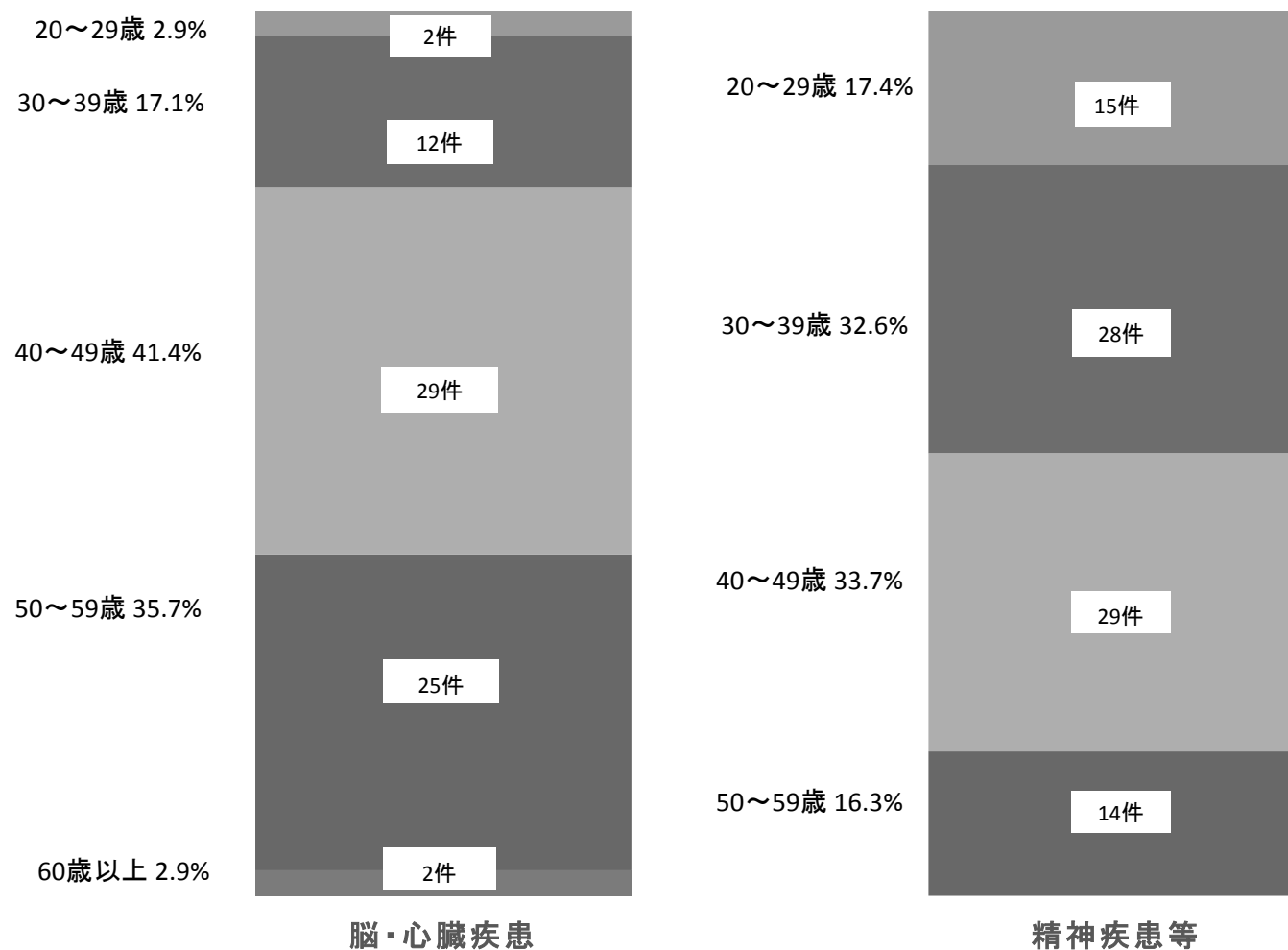
地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



地方公務員に係る精神疾患等の年度別受理件数の推移

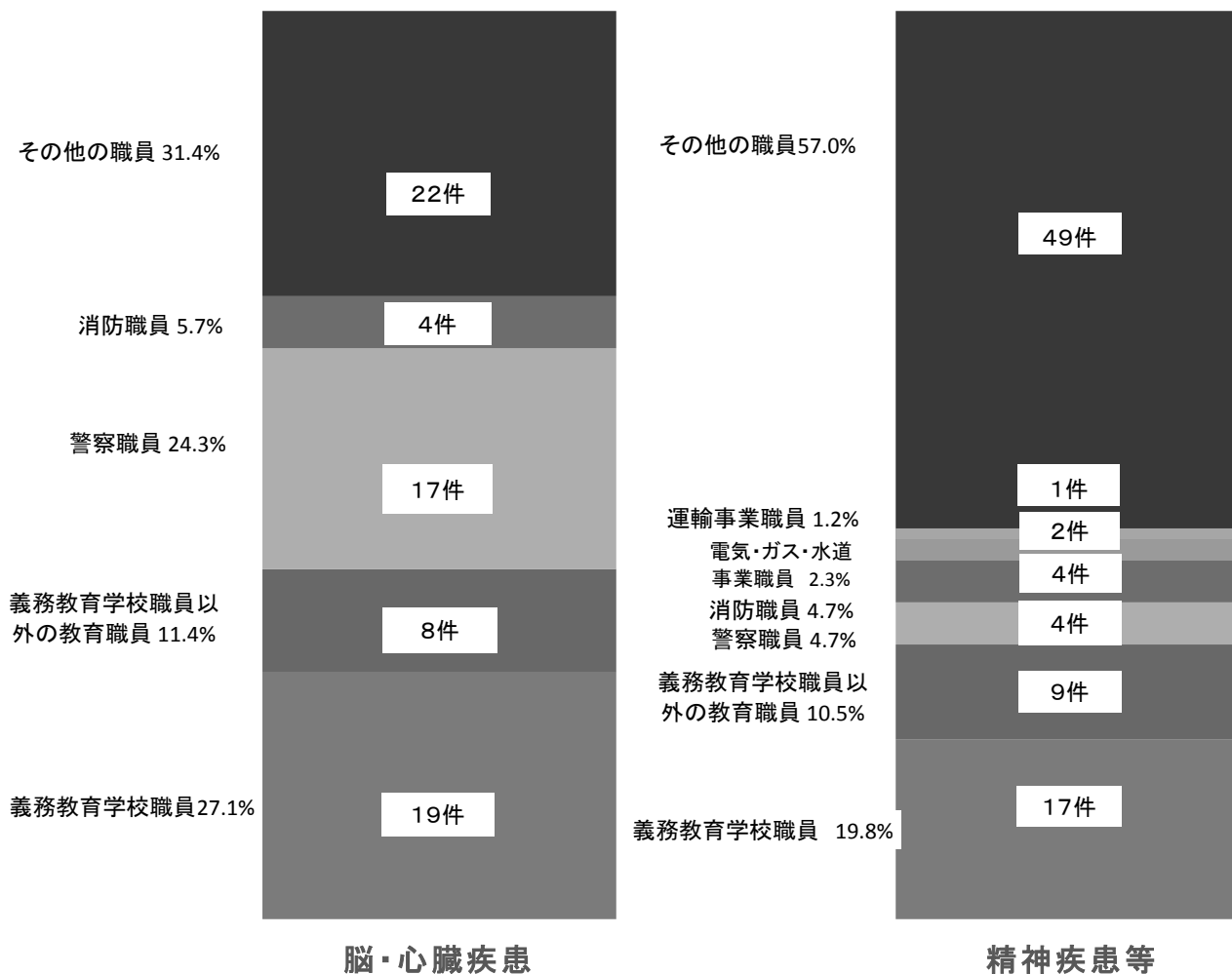


地方公務員の脳・心臓疾患及び精神疾患等に係る 公務災害認定者の年齢別構成比(平成21年度～25年度)



(注) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

地方公務員の脳・心臓疾患及び精神疾患等に係る 公務災害認定者の職種別構成比(平成21年度～25年度)



(注) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

地方公務員の脳・心臓疾患及び精神疾患の
超過勤務時間数(1か月平均)別公務災害認定件数
(平成21年度～25年度)

時間区分	脳・心臓疾患		精神疾患等	
	認定件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡
20時間未満	2	1	1	
20時間以上～40時間未満	2	2		
40時間以上～60時間未満	3	3	1	
60時間以上～80時間未満	8	3	3	1
80時間以上～100時間未満	17	8	2	1
100時間以上～120時間未満	17	10	5	4
120時間以上～140時間未満	6	2	5	3
140時間以上～160時間未満	2	2	4	1
160時間以上	7	3	5	2
その他	6	5	60	7
合計	70	39	86	19

(注1) 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるものなど超過勤務時間を評価するまでもなく公務上の災害となると判断された事案、超過勤務時間数が不明の事案等の件数である。

(注2) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

地方公務員の脳・心臓疾患及び精神疾患等の
常勤・非常勤別公務災害認定件数
(平成21年度～25年度)

職員区分	脳・心臓疾患		精神疾患等	
	認定件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡
常勤職員	70	39	86	19
常勤的非常勤職員				
再任用短時間勤務職員				
合計	70	39	86	19

(注) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

地方公務員の精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数
(平成21年度～25年度)

業務負荷の類型		認定件数	
			うち自殺
1 異常な出来事への遭遇		29	
2 仕事の質・量	仕事の内容	5	4
	仕事の量(勤務時間の長さ)	21	11
	勤務形態		
3 役割・地位等の変化	異動		
	昇任		
4 業務の執行体制		2	
5 仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	2	
	不祥事の発生と対処	1	1
6 対人関係等の職場環境		10	2
7 住民等との公務上での関係		16	1
合 計		86	19

(注1) 各事案の主要な業務負荷により分類したものである。

(注2) 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。